第九十六回国会

参議院議院運営委員会会議録第七号

昭和五十七年三月三十一日（水曜日）
午後五時四十分開会

委員の異動

三月二十日
辞任　宮澤　弘君　　補欠選任　下条進一郎君
　　松浦　功君　　川原新次郎君

三月二十三日
辞任　下条進一郎君　　補欠選任　宮澤　弘君
　　田中　正巳君　　中西　一郎君

三月二十四日
辞任　藤原　房雄君　　補欠選任　太田　淳夫君

三月二十五日
辞任　対馬　孝且君　　補欠選任　鈴木　和美君
　　太田　淳夫君　　藤原　房雄君

三月二十六日
辞任　鈴木　和美君　　補欠選任　対馬　孝且君

三月二十七日
辞任　井上　裕君　　補欠選任　谷川　寛三君

三月二十九日
辞任　谷川　寛三君　　補欠選任　井上　裕君

出席者は左のとおり。

委員長　桧垣徳太郎君

理事
戸塚　進也君
細川　護熙君
堀内　俊夫君

委員
小山　一平君
野田　哲君
藤原　房雄君
栗林　卓司君
岩本　政光君
梶原　清君
川原新次郎君
杉山　令肇君
高木　正明君
宮澤　弘君
山中　郁子君

議長　徳永　正利君
副議長　秋山　長造君

事務局側
事務総長　指宿　清秀君
議事部長　辻　啓明君
委員部長　佐伯　英明君
記録部長　宮崎　義夫君
警務部長　榊山　次勇君
庶務部長心得　原　度君
管理部長　安部　廉君
渉外部長　伊藤　義文君

本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件
○常任委員会専門員任用の件

○委員長（桧垣徳太郎君）　議院運営委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠選任を行いたいと存じます。

割り当て会派推薦のとおり、藤原房雄君を理事に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桧垣徳太郎君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（桧垣徳太郎君）　次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長（指宿清秀君）　御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは、昨年の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により、本年四月から政務次官の俸給月額が八十八万円から九十二万円に改定されることに伴い、議員の歳費月額も同様に改定されることとなっておりますが、これを昭和五十八年三月三十一日までの間は、改正前の額、すなわち八十八万円に据え置くとともに、政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち、国会議員から任命された者の俸給月額についても同様に据え置こうとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは在職期間が二十五年以上の国会議員の秘書に、本年四月から本俸の二五％の勤続特別手当を支給することとしようとするものであります。

以上でございます。

○委員長（桧垣徳太郎君）　別に御発言もなければ、両案の採決を行います。

両案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（桧垣徳太郎君）　全会一致と認めます。よって、両案は原案どおり可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桧垣徳太郎君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（桧垣徳太郎君）　次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長（指宿清秀君）　御説明申し上げます。

本件は、本年四月から、証人等の出頭した日の日当について、陳述に要した時間が四時間未満の場合は五百円引き上げて一万二千五百円に、四時間以上の場合は六百円引き上げて一万五千百円に改定しようとするものであります。

○委員長（桧垣徳太郎君）　別に御発言もなければ、本件につきましては、ただいま事務総長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桧垣徳太郎君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（桧垣徳太郎君）　次に、常任委員会専門

員任用の件を議題といたします。
事務総長の説明を求めます。
○事務総長（指宿清秀君）　農林水産委員会調査室長専門員竹中譲君から辞任願が提出され、その後任といたしまして、坂元農林水産委員長から、本院法制局第三部長である安達正君を推薦する旨のお申し出に接しております。
同君の履歴はお手元にお配りしてあるとおりでございます。この際、竹中君の辞任及びその後任として安達君を任命することについて御承認をお願いいたしたいと存じます。
○委員長（桧垣徳太郎君）　本件につきましては、ただいま事務総長説明のとおり承認することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（桧垣徳太郎君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。
暫時休憩いたします。
午後五時四十四分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。
別表第二中「一二、〇〇〇円」を「一二、五〇〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一五、一〇〇円」に改める。
附　則
この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）
一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、昭和五十八年三月三十一日までの間は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十七号）による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額とする。
附　則
1　この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。
2　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
附則第一項ただし書中「改正規定」の下に「並びに附則第四項の規定」を加える。
附則に次の一項を加える。
4　政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、改正後の法第三条及び別表第一の規定にかかわらず、昭和五十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
第二条の三第一項第四号中「二十年以上」を「二十年以上二十五年未満」に改め、同号の次に次の一号を加える。
五　在職期間が二十五年以上の場合　百分の二十五
附　則
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は同日）
一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）
一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

昭和五十七年四月三日印刷　昭和五十七年四月五日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局　B